

名護市教育委員会議事録

会議名	第 295 回名護市教育委員会定例会			
開催日時	令和元年 12 月 20 日（金） 開会 14:55 閉会 17:30			
開催場所	名護市役所 庁議室			
出席者	教育長 委員（教育長職務代理者） 委員 委員 委員	岸本 敏 孝 照 屋 厚 宮 城 博 大城千代子 名嘉チエミ	教育次長 (教)総務課長 文化スポーツ振興課長 地域力推進課長 (教)総務課総務係長 ほか担当職員	石川達義 仲井間修 屋部憲克 佐久川純 玉城利和
欠席者				

1 議案

- 議案第 3 2 号 令和元年度名護市教育功労者の承認について
- 議案第 3 3 号 名護市スポーツ推進委員の委嘱について
- 報告第 1 1 号 指定管理者の指定に係る専決処分事項の報告について（名護市 B & G 海洋センタープール）
- 報告第 1 2 号 指定管理者の指定に係る専決処分事項の報告について（名護市陸上競技場、21 世紀の森体育館及び名護市真喜屋運動広場）

2 内容

- ・ 議案第 3 2 号 令和元年度名護市教育功労者の承認について
((教)総務課長より説明)
(採決の結果、原案のとおり承認)
- ・ 議案第 3 3 号 名護市スポーツ推進委員の委嘱について
(文化スポーツ推進課長より説明)
委員：他の委員の任期満了日に合わせて任期を決めたと言っていたが、3 ヶ月待つて委嘱するのではなく、1 月から委嘱をお願いしたのは何か急ぐ理由があったのか。
文化スポーツ推進課長：ご本人が今、委員ではないが色々な活動をサポートしてくれており、早く正式に委員として活動したいという本人の意向を受けて委嘱を提案したものである。
(採決の結果、原案のとおり承認)
- ・ 報告第 1 1 号 指定に係る専決処分事項の報告について（名護市 B & G 海洋センタープール）
(文化スポーツ推進課長より説明)

委員：指定団体に共同企業体とあるが、どのような会社か。タピックは入っているのか。これまでの管理者と変わってくるのか。

文化スポーツ推進課長：3社の共同企業体となっており、フォスタ、ダイケンとあと1社だがタピックは入っていない。これまでの管理者と変更はない。

(採決の結果、原案のとおり承認)

- ・報告第12号 指定管理者の指定に係る専決処分事項の報告について(名護市陸上競技場、21世紀の森体育館及び名護市真喜屋運動広場)

(文化スポーツ推進課長より説明)

委員：今まで名護市体育協会が管理していたものを今回別の企業に変えるにあたって、名護市の行事、それに係る運営を支えてきた名護市体育協会を外すのは多大な影響が出るのではないかと。名護市とは関係ない全県的な企業に変更するのは、金銭面では良いかもしれないが、名護市として問題があるのではないかと。今回選定に至るまでの経緯を教えてください。

文化スポーツ推進課長：公募とした理由としては競争性を高め、住民サービスの向上、管理・運営の強化及び指定管理料の削減へつなげたいと考えて公募とした。また、選定に至るまでの経緯としては、10月28日に第1回名護市指定管理者選定委員会で公募とすること、また、3施設を一括して管理することを決定した。それを受けて、10月31日から11月25日までの期間において公募を実施した。11月29日に第2階名護市指定管理者選定委員会を開催し、2団体(名護市体育協会、おきなわスポーツイノベーション協会株式会社)からプレゼンテーションを受け審査を実施。12月6日に第3回名護市指定管理者選定委員会を行い、プレゼンの結果同点となったため無記名投票によって決定した。

委員：同点にも関わらず、選定委員のメンバー、市の職員が体協よりも他企業の方がよいと判断したと解釈してよいのか。

文化スポーツ推進課長：今回、管理者については名護市体協ではなくなるが、名護市のスポーツにおけるこれまでの実績、名護市体育協会の存在がなければ今後の実施においても立ち行かないというのは我々も重々承知している。これについては、名護市から市体育協会に対して運営補助金を支出しており、今後も引き続き出していく。また、NAGOハーフマラソンについては、事業補助金を支出しているので、その中で運営していただけないかと考えている。

委員：今いる体協の職員の身分についてはどういう取扱いになるのか。

文化スポーツ推進課長：もし管理者が変わった場合には、会社としてもこれまでの実績を踏まえて、職員の採用については前向きに検討しているとのことであるので、採用試験等を受けて会社の職員となることも可能かと考えている。

委員：同点ということを受けて疑問なのは、評価項目における比重を考慮せずに無記名投票で選定していること。また、この会社が沖縄市の会社であるということで、名護市の行事の実施が難しくなるのではないかと。

文化スポーツ推進課長：行事に係る使用について年間計画を立てるので大体の大会について

ては決定している。

委員：そこで一つ気になるのが、市体協主催で行う行事や他の名護市の団体が行う行事について優先的に利用できなくなるのではないか。市体協の管理では名護市の大会、名護市の子どもたちの行事、名護市の体育関係を優先し補助していた部分がある。しかし、他市の企業となった場合、利益がより出るところを優先して使用許可を出す可能性を否定できない。大きい大会は年間計画に含められるかもしれないが、小さい行事、老人会や婦人会、青年会や子ども会などになると、利益の出る大きな行事を優先することではじかれてしまうのではないか。名護市民が活用できず、他市町村民が活用する場面が生じるのではないか。

文化スポーツ推進課長：名護市の団体、市民が優先して活用できるよう、我々も今後調整していくことになる。

委員：営利目的を禁止するような取り決めはあるのか。

文化スポーツ推進課長：取り決めはない。企業努力として、平日の利用の少ない部分を活用して稼働率を上げることはあると考える。

委員：12月6日に選定し決定しているのか。

文化スポーツ推進課長：12月6日ではあくまでも候補者の選定であり、正式な決定は議会の承認を受けてからになる。

委員：今まで名護市のスポーツを支えてきた体育協会を差し置いて、他市の全県的に経営している団体に変更するので、今後市民からも納得を得られるような対応を求める。

(採決の結果、原案のとおり承認)